

京都市告示第 442 号

京都市国民健康保険条例第14条第1項及び第14条の6第1項に規定する保険料率は、次のとおりとし、平成19年4月1日から適用します。

平成19年3月30日

京都市長 榊本 頼兼

1 第14条第1項に規定する保険料率（基礎賦課額）

- |             |           |
|-------------|-----------|
| (1) 所得割     | 100分の9.37 |
| (2) 被保険者均等割 | 36,540円   |
| (3) 世帯別平等割  | 23,960円   |

2 第14条の6第1項に規定する保険料率（介護納付金賦課額）

- |             |           |
|-------------|-----------|
| (1) 所得割     | 100分の2.33 |
| (2) 被保険者均等割 | 10,190円   |
| (3) 世帯別平等割  | 5,040円    |

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)